

令和2年 2月20日

公益社団法人秋田県バス協会 会長 殿  
一般社団法人秋田県ハイヤー協会 代表理事会長 殿  
秋田市個人タクシー協同組合 理事長 殿  
秋田市個人タクシー協会 会長 殿  
日個連秋田竿燈個人タクシー協会 会長 殿  
公益社団法人秋田県トラック協会 会長 殿  
秋田県霊柩自動車協会 会長 殿  
一般社団法人秋田県レンタカー協会 会長 殿

秋田運輸支局輸送・監査部門

新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）

標記については、令和2年2月17日、厚生労働大臣が別紙のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を發表し、国民に広く「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等と呼びかけているところです。

つきましては、別添のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を送付いたしますので、了知されるとともに、貴傘下会員（組合員）に対し、周知徹底を行い、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期して頂きますよう、よろしくお願いたします。

また、万一、貴傘下会員の従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに秋田運輸支局保安担当へ一報頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

**緊急連絡先**

平日開庁日：018-863-5814

夜間・休日：090-4551-6680

（秋田運輸支局保安担当）

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。  
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。  
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

--

事務連絡  
令和2年2月17日

各運輸支局 輸送・監査部門 担当者 殿

東北運輸局自動車交通部旅客第一課  
東北運輸局自動車交通部旅客第二課  
東北運輸局自動車交通部貨物課

新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）

標記については、本日、別紙のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を厚生労働大臣が発表し、国民に広く「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等と呼ばかけているところです。

については、各運輸支局においては、速やかに管内事業者に対して通知・周知徹底するとともに、従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各地方運輸局等（バス、タクシー及びトラック事業においては東北運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官、レンタカー事業においては東北運輸局自動車交通部旅客第一課長）にご報告頂きますよう、周知方お願いします。

【別紙資料の構成】

- 「新型ウイルス感染症とは」
- 「日常生活で気を付けること」
- 「こんな方ご注意ください」
- 「一般的なお問い合わせなどはこちら」



事 務 連 絡  
令和2年2月17日

- (公社) 日本バス協会担当者 殿
- (一社) 公営交通事業協会担当者 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会担当者 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会担当者 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会担当者 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会担当者 殿
- (一社) 全国レンタカー協会担当者 殿
- (公社) 全国運転代行協会担当者 殿
- (公財) 交通安全振興機構担当者 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会担当者 殿

国土交通省自動車局旅客課

新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）

標記については、本日、別紙のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を厚生労働大臣が発表し、国民に広く「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等と呼ばかれています。

については、各協会等におかれましては、速やかに傘下会員に対して通知・周知徹底頂くとともに、従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各地方運輸局等（運転代行業関係においては当課旅客運送適正化推進室）にご報告頂きますよう、周知方よろしくお願いいたします。

【別紙資料の構成】

- 「新型コロナウイルス感染症とは」
- 「日常生活で気を付けること」
- 「こんな方はご注意ください」
- 「一般的なお問い合わせなどはこちら」